

小牧市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱

平成29年6月5日
29小秘第163号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧市が目指すまち「夢・チャレンジ 始まりの地 小牧」を広くPRするため、小牧市マスコットキャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「着ぐるみ」とは次に掲げる小牧市マスコットキャラクターの着ぐるみをいう。

(1) こまっきー

(2) こまき山

(貸出対象)

第3条 着ぐるみの貸出しの対象となる者は、着ぐるみを使用することにより小牧市のシティプロモーション活動又は社会貢献活動を実施しようとするものとする。

(貸出期間)

第4条 着ぐるみの貸出期間は、7日以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(貸出料)

第5条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。

(申請手続)

第6条 着ぐるみの貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、貸出しを受けようとする日の6月前から10日前までに着ぐるみ貸出申請書（様式第1）により市長又は市長が指定する者に申請するものとする。

(貸出の承認)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出しを承認するものとする。

(1) 小牧市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

(2) 小牧市が目指すまち「夢・チャレンジ 始まりの地 小牧」について正しい理解の妨げになるとき。

(3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

(4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

(5) 特定の個人、企業、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認している

ような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(6) その他市長が着ぐるみの貸出しについて不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の承認又は不承認の決定をしたときは、その結果を着ぐるみ貸出承認（不承認）通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第8条 前条の規定による承認を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(2) 着ぐるみの運搬に要する費用を負担すること。

(3) 承認内容に従って使用すること。

(4) 火気、水気及び危険物の近辺で使用しないこと。

(5) 雨天時等に屋外で使用しないこと。

(6) 着ぐるみの装着中は、必ず1人以上の補助者を付けること。

(7) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

（貸出承認の取消し）

第9条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、第7条第2項の規定による承認を取り消すとともに、その使用者への貸出しを行わない。この場合において、市は使用者に生じた損害につき、その責を負わない。

2 市長は、前項の規定により着ぐるみの貸出しの承認を取り消したときは、着ぐるみ貸出承認取消通知書（様式第3）により使用者に通知するものとする。

（返却）

第10条 使用者は、着ぐるみの使用を終えたとき又は前条第1項の規定により承認を取り消されたときは、速やかにきぐ着ぐるみを返却しなければならない。

（使用状況）

第11条 使用者は、着ぐるみを使用したときは使用状況が分かる画像データを市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の画像データを市の広報等に使用できるものとする。

（原状復帰）

第12条 使用者は、着ぐるみを破損し、又は汚損した場合は、使用者の負担により補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 使用者は、着ぐるみを紛失し、又は着ぐるみの補修が困難な状況まで損傷した場合は、着ぐるみを製作する費用を弁償しなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者が着ぐるみの使用により、第3者に損害を与えた場合は、使用者がその責を負い、市は一切その責を負わない。

2 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害に対しては、市は一切その責を負わない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市マスコットキャラクター「こまき山」着ぐるみ貸出し要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市マスコットキャラクター「こまき山」着ぐるみ貸出し要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市マスコットキャラクター「こまき山」着ぐるみ貸出し要綱の規定に基づいて作成されている用紙(様式第1に限る。)は、改正後の小牧市マスコットキャラクター「こまき山」着ぐるみ貸出し要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第 1 (第 6 条関係)

着ぐるみ貸出申請書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

申請者 団体名
住 所
氏 名
連絡先

小牧市マスコットキャラクターの着ぐるみを使用したいので、次のとおり申請します。

| | |
|----------------------|-----------------------|
| 行催事名 | |
| 使用目的及び使用内容 | |
| 使用場所 | |
| 貸出希望日時 | 年 月 日 () 時 分 |
| 使用日時 | 年 月 日 () 時 分から 時 分まで |
| 返却予定日時 | 年 月 日 () 時 分 |
| 市ホームページへの掲載 | 可 ・ 否 |
| 貸出しを希望するマスコットキャラクター名 | こまき山・こまっきー |

承諾事項

- (1) 個人又は団体のマスコットキャラクターとしては使用しません。
- (2) 政治、宗教、思想等の活動に使用しません。
- (3) 第三者への譲渡又は転貸をしません。
- (4) 運搬に係る費用は、使用者が負担します。
- (5) 使用するときは、必ずマニュアルを参照し、補助者を 1 人以上付けます。
- (6) 火気、水気及び危険物の近辺では使用しません。
- (7) 雨天、風のあるとき等は、屋外で使用しません。
- (8) 返却前に必ず状態を確認し、汚れを落とします。修理、クリーニング等が必要な場合は、費用を負担します。
- (9) 違反、虚偽等が判明した場合は、貸出しを取り消されても異議はありません。
- (10) 着ぐるみの使用により発生した被害又は損害に対しては、使用者の責任において対応します。
- (11) 使用状況の報告に用いた画像データについて市の広報等で使用することを承諾します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第2（第7条関係）

着ぐるみ貸出承認（不承認）通知書

第 年 月 日 号

様

小牧市長

年 月 日付けで申請のあった小牧市マスコットキャラクター着ぐるみの貸出しについて、（承認・不承認）したので通知します。

| | |
|--------|----------------------|
| 行催事名 | |
| 使用場所 | |
| 貸出日時 | 年 月 日（ ） 時 分 |
| 使用日時 | 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで |
| 返却予定日時 | 年 月 日（ ） 時 分 |
| 備考 | |

貸出条件

- (1) 個人又は団体のマスコットキャラクターとして使用できません。
- (2) 政治、宗教、思想等の活動には使用できません。
- (3) 第三者への譲渡又は転貸を禁止します。
- (4) 運搬に係る費用は、使用者の負担とします。
- (5) 使用するときは、必ずマニュアルを参照し、補助者を1人以上付けてください。
- (6) 火気、水気及び危険物の近辺では使用しないでください。
- (7) 雨天、風のあるとき等は、屋外で使用しないでください。
- (8) 返却前に必ず状態を確認し、汚れを落としてください。修理、クリーニング等が必要な場合は、費用を使用者へ請求します。
- (9) 違反、虚偽等が判明した場合は、貸出しを取り消すことがあります。
- (10) 着ぐるみの使用により発生した被害又は損害に対しては、市は一切の責めを負いません。
- (11) 使用状況の報告に用いた画像データについては、市の広報等で使用できるものとします。

備考1 貸出しを不承認とした場合は、備考欄に不承認の理由を記載する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第9条関係）

着ぐるみ貸出承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

小牧市長

年 月 日付け 第 号による小牧市マスコットキャラクター着ぐるみの貸出しの承認については、次の理由によりこれを取り消したので通知します。

取消理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。